

# 琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 沖縄に  
おける国・県有地（調査団報告・処理方針）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43653">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43653</a>

(資料)

「国庫有地の取扱いについて」(調書)

北米課長  
配信室

土地已画整理事業及土地改良  
事業一係の國學有地の取扱... 12.12

42.11.5  
米北

1. 諮問委員、本件は用打の行政提案報告  
書文の検討を要請越12.9.2. 特連局に

大蔵省にも諮り、公債(別添1)の決定  
につき鉛筆書きのとおり修正12.2.2. 同局

加藤参事官の指示に依り12.5.12. 5.12.  
別添2.9.2. 全面的に再修正し、各省

の非公式のコメントを求められた。  
(特連局に依り、右は全くの試案に依り)

局内にも12.5.12. 5.12. 5.12. 5.12.  
報告は用12.12. 原則的に同意し、辞句

手續方法は、同局に一任打旨同答越12.12.12.

2. 本件は用打の法規課及び各課の非公式  
見解は別添3. 12.12. 12.12.

3. 上記2.に外務省担当官限りの個人的  
見解と12.12. 特連局に傳之たいと思ふが、

如何にせよ。

若川様、不潔有地の勧告案について修正草案を  
 お送りしました。外務省の感銘を求めたいと思っております。  
 (4.11.2頁)(別添2)

(1) 琉球政府が既に認可し又は今後認可する都市区  
 画整理事業又は土地改良事業の計画区域内に国県  
 有地が存在し、かつ、当該事業の執行上その国県有地を  
 事業地区に編入して交換分合又は換地を行なう必要が  
 ある場合には、当該事業の実施主体は、その処分につ  
 いて日本政府の承認を求め、琉球政府及び米  
 国政府を順次經由してその承認要請書を日本政府に  
 提出するものとする。

(2) 前項の規定に、事業主体より提出された承認要請  
 書の送付を受けた米政府は、基づき  
 当該承認要請書に、対する米政府の意見を附して、これを日本政府  
 すみやかに  
 に送付するものとする。

(3) 前項の規定による 承認  
 日本政府は、  
 要請書の提出を受けた場合は、米政府  
 の意見を十分勘案した上で、これに對する  
 諾否を決定し、これを米政府及び琉球  
 政府を通じて事業主体に通知するものとする。

別添

「土地区画整理事業及び土地改良  
事業に係る国県有地の取扱い」の  
法規譯語下等語のコメント

2/11/4  
末北

1. 第1項及び第2項の「布告」号、の  
案に  
第1項5行目「於て1945年4月1日付米國  
海軍政府布告第1号（財産の管理）」に  
及ぶ第2項の行目「前記布告第1号に基  
づく」の文言は、日本野老の所有権の引  
継ぎ、その実態が不明であること、行  
も削除すべし。

2. 第5項の「その処分」の「承認」  
の文言は、辭句は英語の表現に  
「処分」は強制的に受けること、  
「承認」は強制的に受けること、

第12)とL. 於て同6行目、日本政府の  
「承認」を求めらるる辭句も同様の

理由に別表現に於ては希望す。

3. 5項の「はし」は、手續に規定され  
る、手續の對象は日米兩國政府とすべし

本、15. 改正すべしとす。

4. 法律解釈問題に離れ、<sup>論ずる</sup>特  
再修正案（別添2）は米側が承諾す

「はし」は強制的に受けること、

別添 4

米北

法規課コト外に用い。

1. 12. 2. 11. 2

法規課と同意見

2. 12. 2. 11. 2

環政法及土地改良法に於て土地改良事業  
の定義及び都市計画法の適用及び使用規定  
(行方及形及処分(所有権の移転等)は勿論)

よりみても、~~処分~~と云ふ物に於ては、~~米北~~  
事業は実施し得ず、米北の国有地の所有権が

日本政府の米北と解す以上、事業実施主  
体は環政、民政府に委由し、日本政府の

承認を求めるとは手續上当然と考へら  
るべし。「処分」「承認」の字句に於ては

必要は無いと考へらるべし。

3. 12. 2. 11. 2

法規課と同意見。

米北の報告文原案の表現は初めであり、(従

来採択された報告文中に於ては)、米北「諮  
問委員」... 日米両政府... 措置を講ずる

必要ありとの意見の一致をみたし、  
表現は、高等弁務官に報告せしむる形式

米北も逸脱するべし。次々8日に修正し  
如(何)と存せしむる

「802 諮問委員会に高等弁務官に  
討し、(米) 係政府に下記に於て検討

米北) 実施せしむる同弁務官に通知の措置を  
とることを報告せしむる

4. 12. 2. 11. 2

法提譯提超の懸念は、米例の  
及后に於ては、本案の提議

2項如何の存在に依り、

5. 3項の「関係地主」に關し

3項6~7行目「関係地主」の不利  
利益を以てし、の「関係地主」の意味不明

確に多、削除の事

6. 2項の民法に關し

2項3行目「土地改良事業法」は「土地  
改良法」の誤り。



秘  
無 期 限

北米一課長

法規課長

土地区画整理事業および土地改良事業に係る国

有地の取扱について 日米琉語内務委員会勸

告文中に 布告サ7号に言及すべきではないとする

理由

昭44.6.20.  
系 規

表記の注について日米琉語内務委員会との協議あり

別添の勸告案文の赤鉛筆で記

入した部分を日本側主張に基づき一旦削除せ

しめた経緯があるところ、この点で米側は削除

部分の復活を主張するとともに日本側は削

除を主張する理由の説明を求め越した趣に

て、右説明振りにつき米一課に照会が

あった。ついては下記のとおり回答することを致

した。

GA-4

外務省

△5回分の作成と見られるが、17日25日の

記

1945年4月1日付 米海軍軍政府布告サ7号

(財産の管理)は、第二次大戦中 米軍が沖縄

を占領した際に、米軍当局により発出されたもので

あり、平和条約発効後の今日における同布告の

法的性格や効果等について、日本政府としては十

分承知してはいる。従来、別の首題につき在

在、今日において同布告が公布当時の形での全面的有効性を前提とし

て、米海軍大使館員と接触した際に、同布告の法

的性格や効果等につき、返向したことがあつたが、

納得の行く明確な回答は得られてはいない。

仮りに、本件勸告文中において同布告に言

及するのではありません。日本政府としては、同布告の

今日における法的性格や効果等につき十分な

説明を得、同布告への言及が、日本政府にとり

て何ら問題を生じてはいるに付き、納得することか

GA-4

外務省

内容的に同一のものとして取り扱ふべきである



先決と考えている。しかしながら、仮令日本政府が十分納得できるような説明が得られるとしても、それにはかなりの時間が必要と考えられ、そのために、本件勧告の遅延することは望ましくない。~~こと~~

他方、本件勧告文中において、同布告に言及することとは不可欠と考えられる。

従って、日本政府は、勧告案文中における同布告上の言及部分の削除を主張し、交渉にある。

秘  
無期限

条約課長  
法規課長  
アメリカ局長  
参事官  
北米第一課長  
米保局長

米政府の管理した旧国所有財産  
(統括氣象庁関係) について

45.7.22  
米北一

今般の米北第一課長の沖繩出張中に  
統括氣象庁の記入可成下記資料別紙

の如き即参考す。

記

1. 統括氣象庁関係の米政府管理財産  
に關する説明 (別紙第1)

(註) 同説明の中心は統括氣象庁の各氣象台  
測候所等について米政府管理財産の

現況を説明したと共に、特に官古新氣象  
台について管理財産の解除を希望する旨

述べらる。

2. 統括氣象庁機構圖 (別紙第2)

3. 同上 (英文) (別紙第3)

別紙

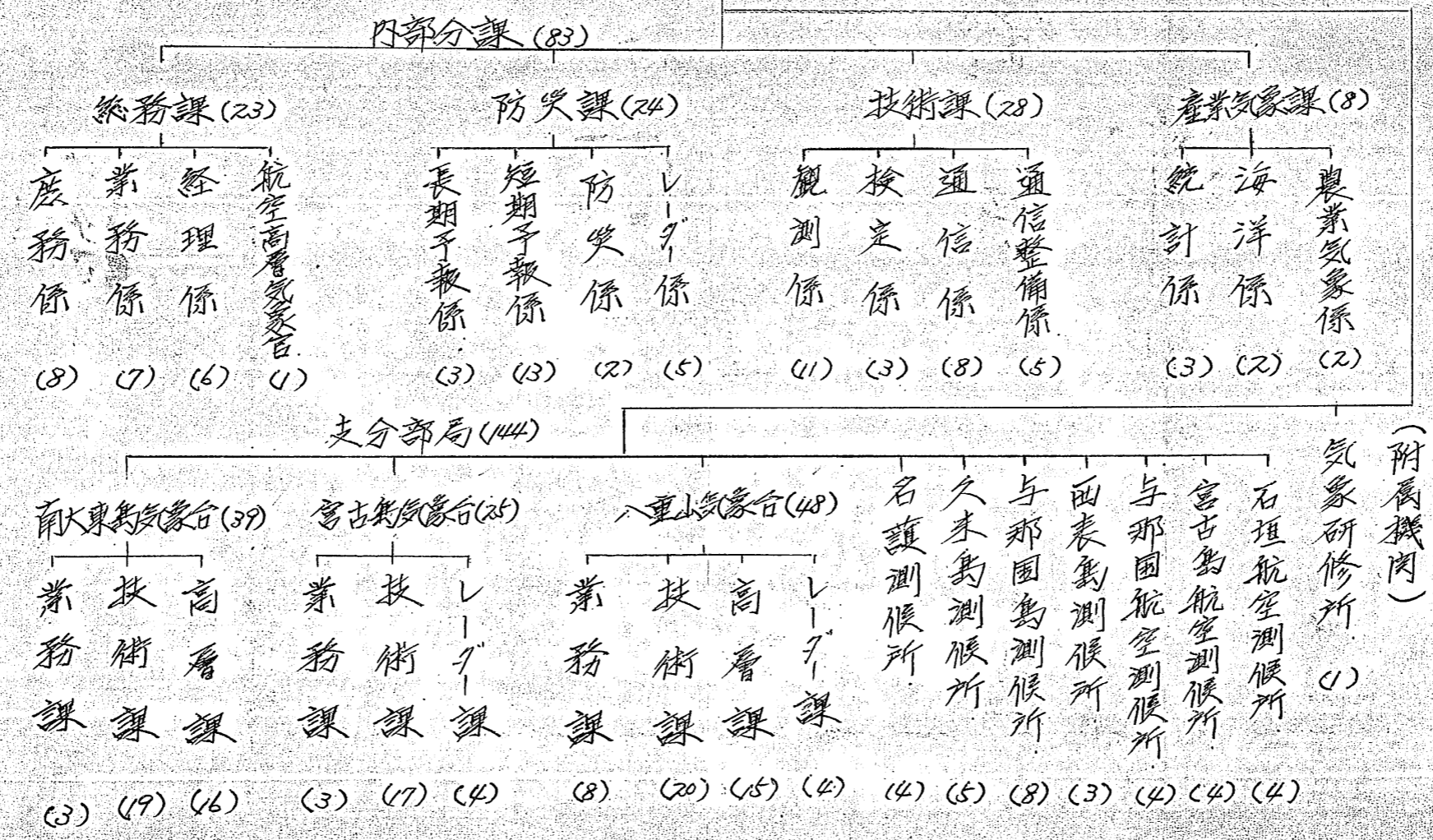
### 管理財産について

米国軍政府布告第7号(1948年4月7日)により 国有財産であつた旧沖繩地方气象台、旧石垣島測候所、旧宮古島測候所、旧中央气象台南大東島観測所の土地、建物、工作物は当時の軍政府長により任命された財産管理官に管理委任されている。これ等の管理財産の内旧石垣島測候所、旧南大東島観測所の土地、建物、工作物はその殆んどが現在の八重山气象台、南大東島气象台が割当を受け使用しているが旧沖繩地方气象台の土地 25.091坪7/2 と建物(鉄筋コンクリート平屋建) 134坪3/19は米領事館と他の米軍が使用中であり、(旧宮古島測候所の土地5.223坪9/10は現在宮古民政官府が使用中で建物(鉄筋コンクリート平屋建) 98坪6/24と露場を現宮古島气象台が使用している。)

この様なことから琉球气象台は旧地方气象台の土地、建物の解放が困難となつたので那覇市上の屋の現敷地に施設をなし気象業務の遂行に當つてゐる。現在琉球气象台は業務上支障はないが宮古島气象台は宮古民政官府と同一敷地内で業務を行つており、庁舎の改築やその他の関係から全敷地の管理解除が望まれる。

### 琉球氣象庁機構圖

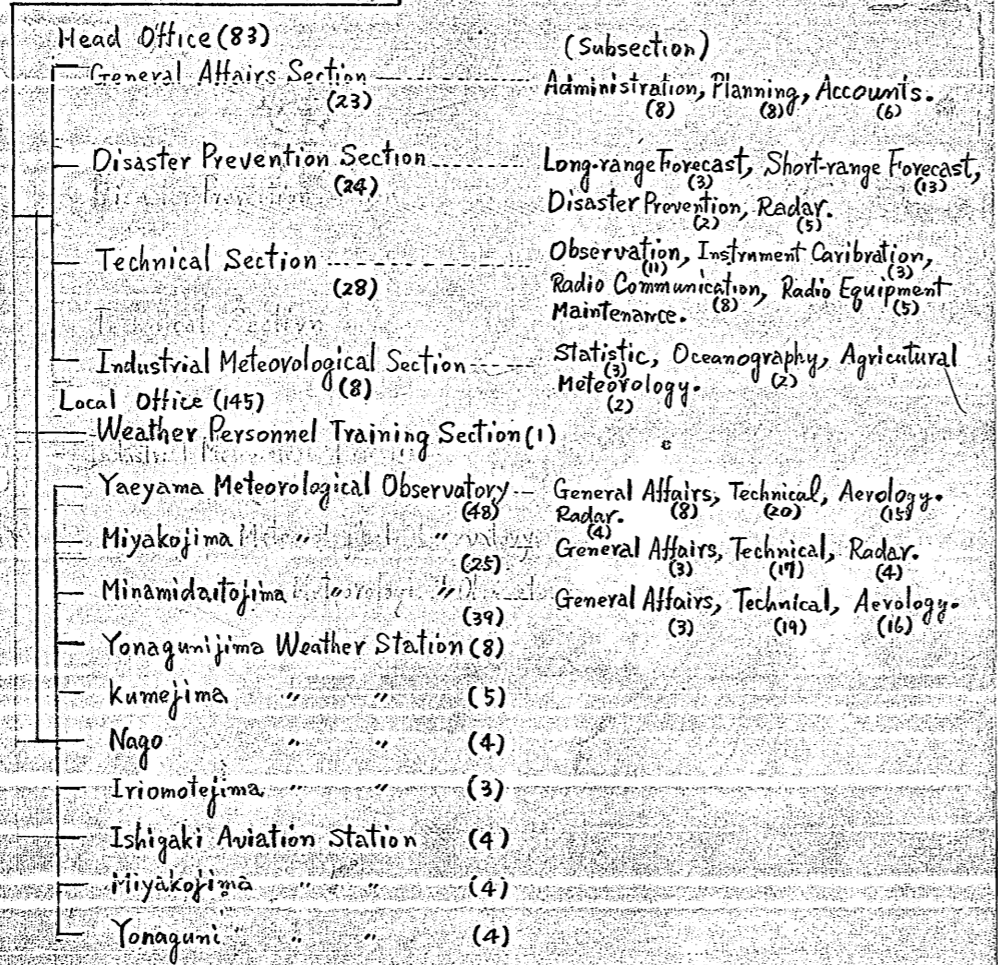
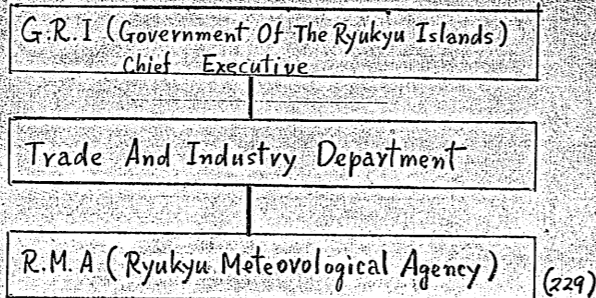
氣象庁 定員(229)





# Organization Of Ryukyu Meteorological Agency

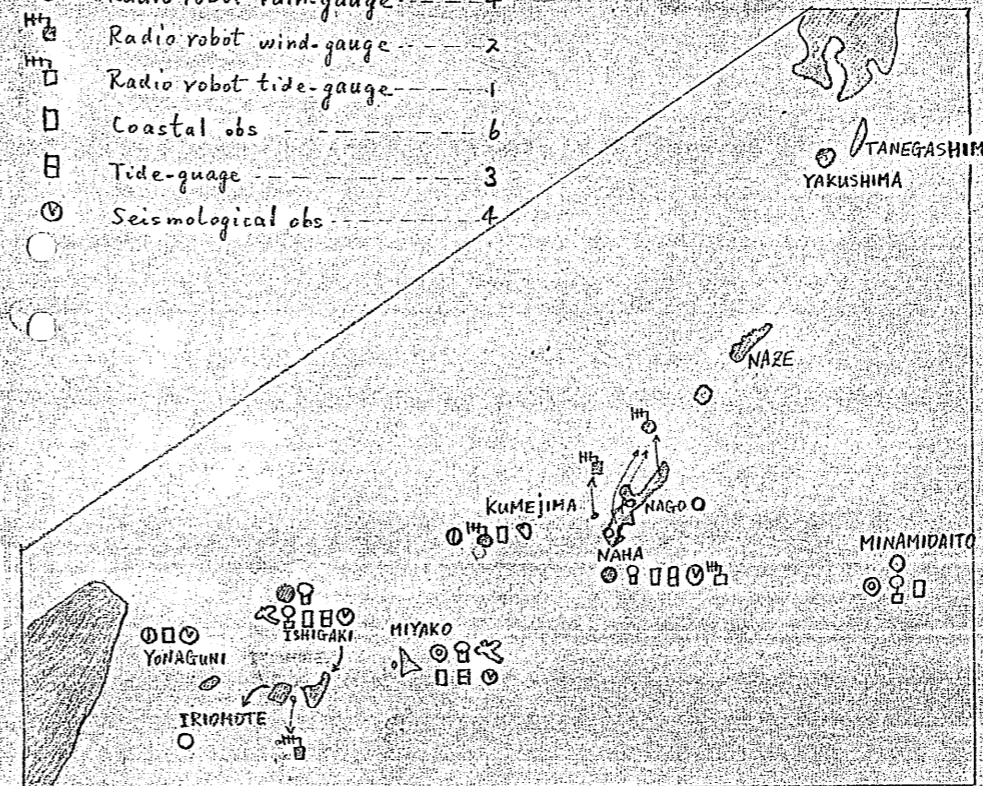
1969. 12. 15.



# RMA Observation Net Work

1969. 12. 15.

- Hourly obs ----- 2
- ⊙ 18 times a day obs ----- 2
- 6 hourly obs ----- 2
- Once a day obs ----- 2
- ⊗ Radar ----- 3
- ✈ Aviation obs ----- 3
- Radiosonde Rawin twice a day ----- 2
- ⊙ Radio robot rain-gauge ----- 4
- ⊙ Radio robot wind-gauge ----- 2
- ⊙ Radio robot tide-gauge ----- 1
- Coastal obs ----- 6
- ⊙ Tide-gauge ----- 3
- ⊙ Seismological obs ----- 4



Organization of USCAR, GRI & RMA

1969. 12. 15

USCAR ( United States Civil Administration of  
The Ryukyu Islands )  
High Commissioner  
Civil Administrator

GRI ( Government Of The Ryukyu Islands )  
chief Executive  
Trade And Industry Department

RMA ( Ryukyu Meteorological Agency )  
General Affairs  
Disaster Prevention  
Technical  
Industrial Meteorology

空港等の評価に際して必要な資料

46.3.12

国有総括課

檀  
神

有地

治  
島  
屋  
評  
価  
と  
関  
係

外 務 省

東京都千代田区霞が関二丁目2番1号

電話 霞が関(580) 3311番

郵便番号 100





空港等の評価に際して必要の資料

46 3. 12  
国府総括課

- 一、土木工事 (滑走路、工場の、誘導路等)
  - 1. 平面図

内容、用地造成範囲、舗装の種類を明示

- 2. 構造図
- 3. 建設年次

- 4. 以下に示す給排水施設に關する平面図、構造図、建設年次等

- = 建物
  - 1. 平面図

内容、建物部分の平面図

- 2. 構造図

- 3. 建設年次
- 4. 電気、機械、防排水施設

- 5. 附属施設

- 三、航空保安設備
  - 1. 種類

- 1. 配置図
- 2. 種類

- 3. 数量
- 4. 性能

- 4. 電源施設

- 2. 建設年次 (設置年次を含む)

- 四、その他、消防施設等上記以外の施設に關するリストアップ、その内容、建設

年次、性能等

五. 各施設の調達コスト (資金明細を含む)

に於ける資料及び各資材の材料別単価

建設に於ける設置のみの職種別労務費

分取 港湾の評価に於ける必要の資料は、  
次のとおりである。

1. 平面図 (位置図、延長図を含む)

2. 構造図 (横断、縦断等の断面図)

3. 材料数量

4. 建設年次

5. 単価 (材料別、職種別労務費)

6. 建設機械及び船舶の使用状況

7. その他これら施設等

8. 調達コスト

秘  
無期限

○ 在米水、日本領地の一部の公有水面の占有を  
承認し、かつ、沖縄の在米領地等にかつての  
が、この承認を核として調査し、その結果、  
に、米領地等の沖縄本島に「在米領地」を  
取得し、その結果、  
の承認を核として調査し、その結果、

条約課長  
法規課長

アメリカ局長  
参事官  
北米課長

*Handwritten signature*

海の水圏 (Water Surface) については

46. 4. 21

米北一 金子

標記につき、運輸省港湾局管理課(鈴木  
事務室)に電話で説明を求め、その結果、

とのとおり。

1 海の水圏 (Water Surface) は原則として  
国の所有に属するとすべし、公有水面埋

(第1項(注))

立法(大10法(7)第1条)は、公有水面に該  
当するものである。公有水面に相対するものと

して私有水面があるが、この場合は、陸地  
(私有地)に在るものが、急に天災地変等

2  
に於て海面に沈んだ場合等々、所有権者  
保護の観点から私有水面として扱うという

ものであり、極く例外的なものである。

従つて、海の水圏については、強いてか公有

水面であり、即ち国の所有に属してはとみ  
差し支えない。

■ (注) 公有水面埋立法第1条第1項

「本法は、於て公有水面と称するハ河、海、

湖、沼、其ノ他ノ公共ノ用ニ供スル水流又ハ  
水面ニシテ国ノ所有ニ属スルモノヲ謂フ

埋立ト称スルハ公有水面ノ埋立ヲ謂フ」

又、海岸(水際線)に接する水域は、  
港湾法に於ては、港湾区域、港湾

隣接区域及び臨港区域、漁港法に於

2は漁港区域, 及び海岸法によつては海

●岸保全区域として指定され、夫等の  
目的に沿つた機能を果たすべく特別の  
管理に付される場合が多い。

3. 上記2にいう各々の区域の  
の管理権は、国の地方団体(市長)  
に対する

機関委任事務として、原則として都道  
府県知事に委任されている。

4. 従つて、夫等の指定区域内の水域を  
特に占有し、利用したいとする者は、

管理者たる都道府県知事に対して  
その行為の実施をいつか許可を得べく

申請しなくてはならないことになってい  
る場合、その区域のその機能の保全

を阻害し、その範囲内に占有及び利用  
が制限されるのは当然である。

5. 且つ、以上の占有等につき、その対価と  
して夫等の法律に定められたもの

に従ひ、一定の料金を徴収される建前が  
あり、それは管理者の収入として処理

されることになっている。

なお、上記1に述べたとおり、Water

Surfaceは国の所有に属する云々

と云う表現をいつか、このように  
"所有"と云う意味が、所謂"所有権"

の帰属関係を示しているからいつかは、前提  
問題として水域にいつか所有権と云う

概念が果して成り立ち得るのかに  
ついて若干疑問のありと~~る~~3であるので、  
に

この点、特に<sup>な</sup>と=3 先方もまた、  
研究(2011)といふことであった。

また、上記の各指定区域以外の  
水域については、国の所有に属するも

のと<sup>る</sup>予想されるところである。地方自治  
法上、市町村の区域に<sup>る</sup>7112の自治

者の有権的解釈によれば、領海等も  
含み、自治権の及び得ると=7と12

113の2: 管理権の問題については  
今後の検討を要するところである。